平成２９年（フ）第５０４号
横浜市神奈川区片倉２丁目69番３―316号
債務者　本多　エミ
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８６号
横浜市都筑区勝田町266番地１　市営勝田住宅38―503
債務者　前田　拓史
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５２号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ３―508号
債務者　湊　　幸一
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８８５号
大阪府東大阪市日下町６丁目７番34号
債務者　土地　淑乃
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０２０号
大阪市北区国分寺２丁目２番20―403号、住民票上の住所大阪市浪速区戎本町１丁目５番18号　レバンガＡＰＶＩＬＬＡなにわⅡ102号
債務者　岸　　信五
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０９８号
大阪府豊中市螢池西町１丁目８番17―201号、前住所大阪府豊中市向丘２丁目12番３―203号
債務者　本間ミツ子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０９９号
大阪府豊中市螢池西町１丁目８番17号　協弥マンション201号室、住民票上の住所山形県鶴岡市大淀川甲179番地
債務者　佐藤　明美（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１０２号
大阪府豊中市螢池西町１丁目８番17―201号、前住所大阪府豊中市向丘２丁目12番３―203号
債務者　本間　琢磨
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１３１号
大阪市東住吉区湯里２丁目３番14号エクセレント夙川　103号
債務者　大山　和歌
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１４８号
大阪府守口市高瀬町１丁目９番５―Ａ202号
債務者　福井　弘昌
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１５１号
大阪市住吉区長居東４丁目９番９号　昭栄マンション　306号
債務者　宇野五十吾
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始中更正

平成２８年（フ）第４９９８号
大阪市平野区背戸口１丁目22番16号　ヴェルデ瑞穂壱番館407号室、前住所大阪市平野区背戸口１丁目22番16号　ヴェルデ瑞穂壱番館705号室、前々住所大阪市東住吉区今川６丁目３番16号、住民票上の住所大阪市天王寺区生玉寺町１番32号　吉栄マンション方
破産者　花田　秀子
1　主文　当裁判所が平成29年２月17日午前11時になした破産手続開始決定中、債務者の住所につき「大阪市東住吉区今川６丁目３番16号、住民票上の住所大阪市天王寺区生玉寺町１番32号　吉栄マンション方」とあるのを「大阪市平野区背戸口１丁目22番16号　ヴェルデ瑞穂壱番館407号室、前住所大阪市平野区背戸口１丁目22番16号　ヴェルデ瑞穂壱番館705号室、前々住所大阪市東住吉区今川６丁目３番16号、住民票上の住所大阪市天王寺区生玉寺町１番32号　吉栄マンション方」と更正する。
2　決定年月日　平成29年３月29日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目13番５号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目７番３号
破産者　勝　由美子
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係